

米国法人の海外移転

はじめに

米国法人が、タックス・ヘイブン（例えば、バーミューダ、ケイマン等）に持株会社を設立して、その持株会社の下に米国法人等が再編成されるスキームを法人の国外拠点移転取引（Corporate Inversion Transactions：以下「CIT」という。）というが、CITについては、平成14年10月号の本欄（「米国の国外拠点移行取引」）においてその概要を紹介している。したがって、今回は、前の記述と重複するCITの概要部分を最小限にして、前回、説明を省略した組織再編の過程について紹介することを意図している（注）。

1 CITの概要

米国法人（ほとんどが公開会社）のタックス・ヘイブンへの本拠の移転は、最近始まったタックススキームではないが、米国財務省が、2002年5月に米国法人のタックス・ヘイブンへの本拠の移転の増加を憂慮してその対策の必要性を検討した報告書（Office of Tax Policy Department of the Treasury, “Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications” May 2002）を作成したことにより注目が集まった事項である。

米国法人がCITを行う理由は、米国におけ

る法人税の節税である。CITは、米国を本拠とする多国籍グループがその組織を変更して、主としてタックス・ヘイブンに持株会社を設立し、その持株会社を親会社として、既存の米国親会社をその持株会社の子会社とする取引である。その結果、外国持株会社を頂点として、その子会社に当該米国法人及び従前に当該米国法人の外国子会社であった外国子会社等が並ぶ形態となる。

2 CITの内容

(1) CITを行う米国法人の状況

CITを行う米国法人（以下「A社」という。）の状況はケースバイケースであろうが、一般的には、この米国法人A社は、米国子会社（以下「S1社」という。）及び外国子会社（以下「FS1社」という。）の親会社である。したがって、この米国親会社（A社）は、その外国子会社（FS1社）が高税率国に所在する場合には、米国における外国税額控除の適用において、控除限度超過額の生じることもある。要するに、外国子会社の所在地国の法人税率が米国よりも高率であるような場合、この外国子会社からの配当に係る間接控除では外国法人税を米国において控除できず外国税額の超過額が生じることになり、結果として、米国親会社は、他の競争会社と比べて重い税を負担することになる。

Topics of International Taxation

(2) 外国持株会社の設立

CITを行う米国法人(A社)は、最もこのスキームで使用頻度の高いバーミューダに持株会社(以下「H社」という。)を設立し、親会社であった米国法人(A社)は、この持株会社(H社)の子会社となる。使用する手法としては、わが国においても適用されている株式移転と同様な方法が想定できるのである。しかし、この段階では、バーミューダ持株会社(親会社:H社)の100%子会社として米国法人(A社)があり、この米国法人(A社)が米国子会社(S1社)及び外国子会社(FS1社)の株式を支配しているのであれば、当初の状況と比較して、バーミューダ持株会社の設立のみが変更された点であり、この米国法人(バーミューダ持株会社の子会社)の米国における課税は組織再編成以前と変わらないことになる。

ここにおける問題点は、タックス・ヘイブン税制との関連であるが、H社は、A社の株主であった一般投資家が継続して株主であることから、タックス・ヘイブンの対象となる被支配外国会社(CFC)に該当しない。したがって、H社が所する外国子会社も同様にCFCに該当しないことになる。

(3) 外国子会社の再編成

バーミューダ持株会社(親会社:H社)とその100%子会社の米国法人(A社)という関連は、上記(2)の段階で構成されるが、既に述べたように、外国持株会社(H社)の設立のみでは、当初の節税を達成できない。

この段階では、米国法人(A社)は、米国に所在する子会社(S1社)を支配し、外国法人

(FS1社)は、米国法人(A社)と兄弟会社になり、H社の子会社となる。

3 CITのメリット

このスキーム全体では、株主の課税問題が生じるが、紙幅の関係からこれを省略して、CITによるメリットをまとめると次のようになる。

H社の傘下となる法人全体の税負担は、CITにより軽減する。そして、米国の課税は、米国法人(A社)とその子会社(S1社)を対象とすることになる。これらの法人は、外国子会社を切り離したことから、米国国内源泉所得のみを取得する法人となり、米国の外国税額控除の適用の生じることはない。したがって、外国税額控除において控除限度超過額の生じる余地もないことになる。

この法人グループにFS1社以外に、外国子会社(以下「FS2社」という。)がありこの法人がタックス・ヘイブンに所在する場合、再編成前においては、FS2社は、米国タックス・ヘイブン税制の適用となった可能性がある。しかし、再編成後では、FS2社は、CFCの適用がないことから、この面での税負担の軽減ということになる。

米国法人(A社又はS1社)は、関連法人である外国法人(H社、FS1社等)から資金の借入れを行うと、その支払利子は、米国において損金算入されて米国所得を減少することになる。

(注) 参考文献: Rhodes & Langer, U. S. International Taxation and Tax Treaties, § 17.02.

中央大学商学部教授

矢内 一好